

診 断 書

(福井県公安委員会提出用)

(統合失調症、うつ病等精神障害関係)

1 氏名	男・女
生年月日 T · S · H	年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病 名 (F)	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (運転能力、改善見込み) についての意見	
ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。	
イ 自動車の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。	
イー 1 それは、過去6月以内に特殊な事情があったためであり、今後6月(月)以内にアの判断ができる見込みがある。	
4 その他特記すべき事項	
(「2」「4」の記載法、「3」の評価法については、日本精神神経学会等関係学会のガイドラインを参照のこと)	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診断書の記載について（医師用）

病気が理由で、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作をする能力が、一定の基準以上備わっていない場合は、免許を保有することが出来ないと法令で定められています。

そこで、病気の現状が、免許の取消し、停止又は継続のどの基準に該当するのかを判断する資料として、診断書を記載していただくものです。

記載方法は以下のようにお願ひいたします。

2 医学的判断

【病名】

- 特に病名が道路交通法上の一定の症状を呈する病気に該当するときは、それをもとに警察官等が本人と話をする可能性が高いため、その記載内容について患者に説明するようにしてください。
また、ICD-10に基づきFコードを記載してください。

【総合所見】

- 現病歴は認知、予測、判断、操作に関わる症状を重点に記載願います。
また、間近の再発の既往やその症状、危険な運転をした既往やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば、併せて記載願います。

3 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

【判断の基準】

〈「ア」としてよい場合〉

- 患者が統合失調症やそううつ病などに罹患しているが、一般的診察で重大な社会生活上の障害を来ておらず、現在は急性精神病状態にないと考えられ、以下の①～③に該当するような場合
 - ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない
 - ② ある事情により一般的な再発リスク以上のリスクがあるが、これまでの経過等から、そのときも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される
 - ③ ある事情により一般的な再発リスク以上のリスクがあるが、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる

〈「イ」とする場合〉

- 患者が統合失調症やそううつ病などに罹患しており、現在急性精神病状態にある、或いはごく直近に急性精神病状態にあって回復した直後である、或いは最近増悪傾向にありごく近い将来に急性精神病状態に陥るリスクが非常に高いなどの場合

注意

ここで、「イ」のみを選択し、「イー1」を選択しない場合は、拒否又は取消しとなる可能性が高いため、ある程度の期間（最長6月）の後に再評価できる可能性のある場合は、できるだけ「イ」のみではなく、「イー1」を選択してください。

4 その他参考事項

【記載する内容】

- 今後予想される経過及び参考事項並びに「3 現時点での症状」の判断の根拠を記してください。
また、統合失調症等の一般的な再発リスクを有するのみであれば、その旨を記してください。
- これまで頻回の再発がある又は医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときは、その内容を記してください。
- 病状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記してください。
- 今後予想される経過が記載できない場合は、記載する必要はありません。
この場合、公安委員会は定期的（半年に1回など）の症状を確認することとなります。
今後×年（×は1以上の整数）の経過観察をする場合は、その旨を記載してください。

福井県警察本部 交通部
運転免許課・講習指導係
電話 0776-51-2820
(内線342~344)

統合失調症そううつ病等精神障害（様式第1号）